

手続きはお済みですか？ 固定資産の名義変更

土地・家屋の所有者（納税義務者）が死亡された時は、相続人の方が納税義務を引き継ぐこととなります。手続きは、法務局（通称登記所）で所有権移転登記を行います。

諸般の事情で相続登記がお済みでない場合は、「相続人代表者指定（変更）届出書」により相続人の代表者を決めていただき、その届け出に基づいてその

代表者の方に納税通知書等を送ります。

なお相続人代表者指定（変更）届出書は、死亡した人の固定資産税に係る納税義務者の代表者を定め、届け出するためのものです。

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先…税務課固定資産税係 ☎46-5563

協会けんぽからのお知らせ 健康保険料率を移行

全国健康保険協会が運営する健康保険（協会けんぽ）の保険料については現在、全国一律の保険料率（8.2%）となっておりますが、平成21年9月までに都道府県ごとの保険料率に移行することになっていました。

このほど全国健康保険協会が岩手県の保険料率が8.18%と定められました。都道府県ごとの保険料率は、9月分の保険料（10月納入分）から適用されます。
全国健康保険協会ホームページ
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

「男女共同参画センター相談室」のお知らせ

男女共同参画センターでは、自分自身の生き方・家族関係・DV（配偶者など家族から受ける家庭内暴力）などの悩みや不安について、相談員があなたと一緒に考えます。また毎月第3木曜日、女性弁護士が無料で面接相談に応じます。

問い合わせ先…男女共同参画センター ☎019-606-1761

男女共同参画を進める団体に補助金を交付

町では、地域において自らが事業を企画、実施する町内の民間団体やグループなどが、男女共同参画社会の形成のための啓発活動などの事業を行う場合の経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。

21年度中に、男女共同参画社会の形成を目的に事業を企画、実施する予定で、交付を希望する団体やグループなどは、申請期間内に補助金交付申請書により申請してください。 ※申請方法など詳細についてはお問い合わせください。

申請期間…6月1日（月）～7月13日（月）（土日は除く）

申請・問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578

6月はいわて男女共同参画推進月間です



寄稿
ふるさと平泉会から
第35回岩手県人の集い 東京で開催
高橋一男平泉町長が乾杯の音頭取る

岩手県人連合会（瀬川爾朗会長）は、第35回岩手県人の集いの主催する、5月10日、東京新宿・京王プラザホテルで開催されました。岩手県人連合会とは、一都三県のいわゆる東京首都圏に在住の岩手県人の各ふるさと会100団体加盟する連合体です。当日出席者は約450人。11時から総会、会務報告の後に6項目にわたる「総会決議」が発表されました。その第4項に「平泉の文化遺産登録を支援し、黄金の国、いわてをPRしよう」と、唯一具体的な文言を盛り込んだスローガンが採択されました。

その後来賓紹介に続いて、連増知事が祝辞に立ち（写真）、当連合会の平常の努力目標とする10項目に対して言及し、県産品の愛用と販路拡大に協力しよう、県の企



世界遺産「関連の話題を取り上げられ、今後の大きい期待をアピールされたことが印象に残りました。11時50分から懇親会に移りましたが、乾杯の音頭を取られたのが、並み居る来賓の市町村長を代表した高橋一男町長（写真）が、冒頭のあいさつで、「昨年の世界遺産登録延期は誠に残念でしたが、2年後の登録に向けて再挑戦しており、皆さまのご支援を切にお願いしたい」とのお話を述べられ、盛会を祝して高らかな「乾杯」の発声で音頭を取られました。

アトラクションは相撲甚句、民謡、歌謡曲などが披露されました。会に出席したふるさと平泉会の役員4人が高橋一男町長を囲んで記念撮影し（写真）、他のふるさと会役員のテーブルの皆さんと和やかに交流・懇親を深めて、13時30分に閉会、散会しました。

ふるさと平泉会副会長
鈴木 喜佐人

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します 裁判員制度が始動！

裁判員制度が5月21日からスタートしました。裁判員制度は、国民の皆さんの中から選ばれた6人の裁判員が、殺人罪、強盗致傷罪などの重大な刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを決めるという制度です。

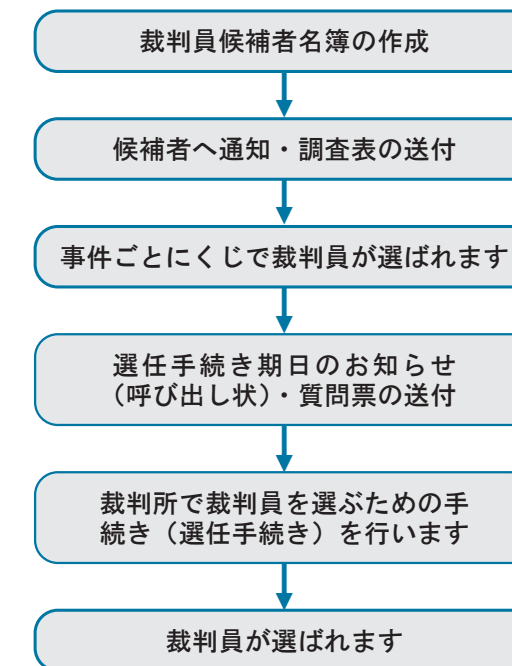
裁判員制度では、裁判に国民の皆さんの視点や感覚が反映されますので、その結果、裁判に対する国民の理解がより深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。



盛岡地方裁判所の裁判員裁判用の法廷

裁判員はどのようにして 選ばれるのですか？

毎年1回、20歳以上の国民の中から、くじで翌年の裁判員候補者が選ばれます。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに裁判所における選任手続きにより選ばれます。



裁判員になったら 日当や交通費はもらえますか？

裁判員や裁判員候補者等になって裁判所に来られた人には、旅費（交通費）と、1日1万円以内で日当が支払われます。

裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない人には、宿泊料も支払われます。

仕事が忙しいのですが 辞退できませんか？

「仕事が忙しい」というだけでは辞退はできませんが、とても重要な仕事があり、自分でこれを処理しなければ著しい損害が生ずるおそれがある場合には、辞退することができます。

辞退の判断は裁判所が行いますが、その際には、裁判員として裁判所に通う期間、裁判員として参加することが事業にどの位影響があるのかなどを考慮することになります。

裁判員になったことでトラブルに 巻き込まれたりしませんか？

事件関係者から危害を加えられるおそれのある例外的な事件については、裁判官のみで審理することになっています。

不安や危険を感じるような事態が生じた場合には、すぐに裁判所に相談してください。



裁判員制度

盛岡地方裁判所および各支部では、制度をより理解していただき、皆さんの疑問や不安を少しでも解消するために、裁判所の見学説明会や、出前講義などを行っています。お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先…盛岡地方裁判所総務課庶務係 ☎019-622-3165 FAX019-652-4088
盛岡地方裁判所一関支部 ☎0191-23-4148 FAX0191-23-7534

「裁判員制度」ウェブサイトURL…<http://www.saibanin.courts.go.jp/>